

砺波市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

砺波市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力することに合意し、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、砺波市の目指す将来像の実現及び地域の発展、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康づくり支援に関すること。
- （2）産業振興支援に関すること。
- （3）観光振興支援に関すること。
- （4）地域社会の活性化支援に関すること。
- （5）結婚・出産支援に関すること。
- （6）子育て支援に関すること。
- （7）移住定住の促進に関すること。
- （8）その他地域の発展及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報について事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力(暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月31日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県富山市宝町一丁目3番10号

明治安田生命保険相互会社

富山支社長